

建築設備に関する実務について

下記の1及び2に該当する実務の経験を有する方が受講できます。

ご不明な場合はお問い合わせください。

1. 種別（建築設備に該当する主なもの）

換気・空調関係	給排水衛生関係	電気関係
換気設備	給排水設備	照明設備
空調設備	衛生設備	非常用の照明装置
換気扇	受水槽	エレベーター
防火ダンパー	高置水槽	エスカレーター
	排水層	通信設備
	配管	情報（LAN）
	浄化槽	受変電設備
		変電設備
		自家発電設備
消防関係		
排煙設備（ファン・機器）	消火栓	排煙設備（電気系統）
		スプリンクラー
		自動火災報知器
		誘導灯
		防火シャッター ※
		防火扉 ※

※煙感知器連動・熱感知器連動に携わっていることが条件

2. 建築設備に関する実務の内容に該当する主なもの

②該当する実務内容の例※		
保守	改修	風量測定（換気・排煙のみ）
メンテナンス	設置	照度測定（非常用照明のみ）
点検	教育	設計
管理	診断	監理
維持管理	政策	工事監理
施工管理	検査（定期検査・日常検査）	【行政】確認申請審査
施工	検査補助	【行政】（申込区分6に「営繕」は含まれません）

※営業と附随するものは不可（例：営業で得意先より修理依頼を受け、保守部門等に引き継ぐ）